

広島県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十二年四月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次高野線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市口和町大月字原畑五七七番九地先から 庄原市口和町大月字長岡二〇六番一―地先ま で					
	一・二・五〇 五三・〇〇	六・〇〇〇 二・〇〇〇 一・二・五〇 五三・〇〇		七三七・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 七四一・〇〇 メートル